

定額減税補足給付金（不足額給付）申請書

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
豊田市長 様



1. 申請者

フリガナ 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
(自署又は記名押印)	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 要件

下記の①～④のうち該当するものいずれか一つの□にチェック（レ）してください。

- ☐① 令和6年1月2日以降に豊田市外の他市区町村から転入し、当初調整給付との差額があります。
- ☐② 令和6年1月2日以降に豊田市外の他市区町村から転入し、青色事業専従者又は事業専従者です。
- ☐③ 令和6年1月2日以降に豊田市外の他市区町村から転入し、合計所得金額48万円超です。
- ☐④ その他 ()

3. 代理人が受け取る場合

代理人	フリガナ 代理人 氏 名	性別	代理人生年月日	代 理 人 住 所
		男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金（不足額給付）の受給を委任します。			申請者氏名	(自署又は記名押印)
申請者との関係		① 法定代理人 ② その他（続柄・関係)		

4. 受取口座

※下欄に記載し、受取口座を確認できる書類の写しを添付してください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金 融 機 関 名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、豊田市非課税世帯等給付金推進室（やすらぎ福祉総務課内）（電話0565-34-6706）までお問い合わせください。

裏面の誓約・同意事項も必ず確認し、□にチェック（レ）してください。

申請期限（必着）	令和7年10月31日（金）
----------	---------------

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金（不足額給付）は支給されません。

【支給要件】

I + II（合計額に対し、1万円を最小単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。） - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

III 定額減税補足給付金（当初調整給付）の額

- ② 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円^(※)が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には定額減税補足給付金（不足額給付）は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び定額減税補足給付金（当初調整給付）の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。

- ③ 定額減税補足給付金（不足額給付）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書の不備又は提出書類の不足により審査が完了せず、豊田市が申請者又は代理人に連絡・確認できずに不備や不足を解消できなかった場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 豊田市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、豊田市が申請者又は代理人に連絡・確認できずに不備を解消できなかった場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。（意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われることがあります。）

提出書類

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。
（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

- ☐ 『定額減税補足給付金（不足額給付）申請書』
- ☐ 『申請者本人確認書類の写し（コピー）』
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

<令和6年度定額減税補足給付金（当初調整給付）の対象者だった場合のみ>

- ☐ 『当初調整給付の確認書又は支給決定通知書等の写し（コピー）』

※ 令和6年度に支給された当初調整給付の額がわかる書類（支給のお知らせ、確認書等）をご用意ください。

<令和6年度定額減税補足給付金（当初調整給付）の対象者でない、又は定かでない、又は対象の場合の書類が御用意できない場合>

- ☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書又は課税（非課税）証明書の写し（コピー）』
- ☐ 『令和5年中収入が確認できる全書類（源泉徴収票、確定申告書等）』

※ 支給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる書類をご用意ください。

<令和5年に青色事業専従者又は事業専従者だった場合のみ>

- ☐ 『事業主の令和5年分所得税確定申告書又は青色事業専従者に関する届出書等の写し（コピー）』
- ☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書又は課税（非課税）証明書の写し（コピー）』
- ☐ 『令和5年中収入が確認できる全書類（源泉徴収票、確定申告書等）』

※ 支給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる書類をご用意ください。

<令和5年に青色事業専従者又は事業専従者だった場合又は合計所得金額48万超だった場合（「2. 要件」の②又は③の場合）>

- ☐ 『世帯全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税（非課税）証明書の写し（コピー）』

※ 支給要件の確認に必要な令和5年度及び令和6年度個人住民税額等がわかる書類をご用意ください。

<代理人が受け取る場合のみ>

- ☐ 『代理人の本人確認書類の写し（コピー）』
- ☐ 『申請者本人との関係を説明する書類』

※ 登記事項証明書の写し（コピー）、裁判所の証明書の写し（コピー）、住民票、戸籍謄本等をご用意ください。